


インボイス制度（適格請求書等保存方式）の開始による 水道料金・下水道料金に関するお知らせです。

奥尻町では、令和5年10月1日から開始された消費税の税率や税額などを正確に記載するためのインボイス制度（適格請求書等保存方式）に対応するため、検針票や納入通知書などの様式や条例の改正により料金の計算方法について変更がありましたのでお知らせします。

① 検針票（料金のお知らせ）

毎月検針の際に使用者のみみなさまに配付しているものです。10月分から以下のとおり様式が一部変更となっています。

水道・下水道ご使用量・料金のお知らせ			
令和5年10月分			
(ご使用期間：令和○年○月○日～令和○年○月○日)			
お客様番号	メーター番号	用途	口径
1-01234	123456	一般用	13 mm
字奥尻 ○○○アパート○○号室 ○○ ○○ 様			
水	今月のメーター指針 ①	110 m ³	
	前月のメーター指針 ②	100 m ³	
	旧メーターの使用量 ③	m ³	
	※メーター交換があった場合に 표시됩니다。		
	今月の使用量 (①-②+③)	10 m ³	
	水道料金 (税込)	2,050 円	
道	メーター器貸付料 (税込)	380 円	
	計…… A	2,430 円	
下	今月のメーター指針 ①	m ³	
	前月のメーター指針 ②	m ³	
	旧メーターの使用量 ③	m ³	
	※メーター交換があった場合に 표시됩니다。		
	今月の使用量 (①-②+③)	10 m ³	
	下水道料金 (税込)	1,420 円	
道	計…… B		
今月ご請求予定額 (A+B)		3,850 円	
ー このお知らせでは料金のお支払いはできません。ー			
口座振替の方は、月末（月末が土日・祝祭日の場合は翌日）が振替日のため、残高不足が生じないようお願いいたします。			
検針日：令和○年○月○日			
お客様へのご連絡			
口座振替をご利用のお客様へ			
令和5年9月分		料金振替領収証書	
水	使用量	10 m ³	
	水道料金	2,050 円	
	メーター器貸付料	380 円	
	計 …… ①	2,430 円	
道	うち消費税 (10%) ←税率 税額→	220 円	
	下使用量	10 m ³	
	下水道料金 …… ②	1,420 円	
道	うち消費税 (10%) ←税率 税額→	129 円	
	合計金額 (①+②)	3,850 円	
簡易水道事業登録番号 : T5800020002758			
公共下水道事業登録番号 : T4800020002759			
上記の金額を 令和5年10月2日 (ご指定の金融機関から口座振替により領収いたしました。			
奥尻町会計管理者 			

【令和5年10月分からの料金計算方法について】

条例の改正により10月分から計算方法が下記のとおり変更となりました。(左の検針票を例にしています。)

① 水道料金の計算（一般用で使用量 10 m³の場合）

令和5年9月分まで (変更前)	令和5年10月分から (変更後)
・基本料金 (8 m ³ まで) 1,760 円	・基本料金 (8 m ³ まで) 1,760 円
・超過料金 143 円×2 m ³ = 286 円	・超過料金 143 円×2 m ³ = 286 円
計 2,046 円	計 2,046 円
10 円未満を四捨五入→ 2,050 円	※10 円未満の四捨五入はしない

② 下水道料金の計算（使用量は水道と同じ）

令和5年9月分まで (変更前)	令和5年10月分から (変更後)
・基本料金 (8 m ³ まで) 1,230 円	・基本料金 (8 m ³ まで) 1,230 円
・超過料金 97 円×2 m ³ = 194 円	・超過料金 97 円×2 m ³ = 194 円
計 1,424 円	計 1,424 円
10 円未満を四捨五入→ 1,420 円	※10 円未満の四捨五入はしない

※ 検針票への料金表示について

現在、料金システムの修正作業等により検針票には変更前の計算方法で当月分の料金表示がされています。このため今後2～3ヶ月間は変更前の計算方法による料金表示となります。ご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解くださるようお願いいたします。

なお、納入通知書または口座振替にて実際にご請求させていただきます。ただし、料金表示は、変更後の計算方法による正しい料金となります。

また、口座振替の場合の領収書につきましても、変更後の計算方法による正しい料金が表示されます。

お支払方法が口座振替の方は、この欄が前月分料金の領収書となっています。インボイス制度対応のため、料金に適用される税率と税額を表示していますのでご確認ください。

※水道事業と下水道事業は別事業（別会計）のため税額は別々に計算されます。

水道事業・下水道事業それぞれのインボイス発行事業者登録番号を表示しています。

※稲穂・青苗地区の下水道の場合は、
漁業集落排水事業登録番号：T8800020002763 と表示されます。

(裏面もご覧ください)

裏面もご覧ください

※検針票の裏面について

検針票の裏面についても変更前の計算方法が記載されていますが、当面の間、この用紙を使用させていただきます。重ねてご不便とご迷惑をお掛けいたしますが、以下のとおりお読み替えいただきますようお願いいたします。

※ 1円未満の端数は切り捨てとする。

※ 上記金額には消費税相当額が含まれております。

※ 1円未満の端数は切り捨てとする。

水道料金(1カ月につき)

用途	基本料金		超過料金 1m ³ につき
	水量	料金	
一般用	8m ³	1,760円	143円
営農用	25m ³	1,760円	72円
営業用	15m ³	4,180円	143円
事務所用	15m ³	4,180円	132円
学校・病院用	50m ³	4,840円	110円
水産加工用	100m ³	7,480円	110円
浴場用	100m ³	4,840円	99円
船舶用	100m ³	7,480円	99円
臨時工事用	100m ³	7,480円	99円

※上記金額には消費税相当額が含まれております。
※端数が5円以上のときは10円とし、5円未満のときは切り捨てとする。

メーター器貸付料(1カ月につき)

口径	13%	20%	25%	30%	40%	50%
貸付料	380円	440円	470円	560円	620円	2,100円

下水道料金(1カ月につき)

用途	基本料金		超過料金 1m ³ につき
	水量	料金	
一般汚水	8m ³	1,230円	97円

※上記金額には消費税相当額が含まれております。
※端数が5円以上のときは10円とし、5円未満のときは切り捨てとする。

② 納入通知書(口座振替以外の方に送付している請求書)

検針後の毎月20日頃に郵便または訪問により送付しているものです。10月分から以下のとおり様式が一部変更となっています。


水道料金 納入通知書兼領収証書 <納入者用>
下水道料金

〒043-1401
奥尻町字奥尻 ○○アパート○○号室
○○ ○○ 様

お客様番号	令和5年10月分		
1-01234			
区分	使用水量	使用料金	計
水道	簡易水道	10 m ³ 2,046円	2,426円
	メーター器貸付料	380円	
下水道	公共下水道	10 m ³ 1,424円	1,424円
	漁業集落排水	m ³ 円	
納入期限	令和5年10月31日	合計金額	3,850円
消費税10% 対象料金 3,850円		消費税	349円

簡易水道事業登録番号：T5800020002758
公共下水道事業登録番号：T4800020002759
漁業集落排水事業登録番号：T8800020002763

上記の金額を納入してください。
令和5年10月20日

奥尻町長 

【納入場所】

- 道南うみ街信用金庫本店・支店・奥尻町役場派出所
- 奥尻町役場・青苗支所

インボイス制度対応のため、料金に適用される税率と税額を表示していますのでご確認ください。

※水道事業と下水道事業は別事業(別会計)のため税額は別々に計算されます。

お支払いいただく金額です。

消費税10%が適用された税込料金の合計とそのうち水道料金・下水道料金で別々に計算された税額の合計が表示されています。

水道事業・下水道事業それぞれのインボイス発行事業者登録番号を表示しています。

このお知らせや、水道料金・下水道料金に関するお問い合わせ先

奥尻町建設水道課 水道係

電話 01397-2-3405 / FAX 01397-2-3139